

# 福井県報

第 364 号  
令和 7 年  
8 月 2 6 日(火)  
火 曜 日 発 行

## — 目 次 —

### 告 示

- 社会福祉士および介護福祉士法に基づく登録事業者、廃止事業者等の告示（367・長寿福祉課）……………1
- 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定（368・障がい福祉課）……………1
- 保安林の指定の予定（369・森づくり課）……………2

### 公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（恐竜博物館）……………2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に関する公告（商業・市場開拓課）……………5
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（同）……………5
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出（同）……………6
- 福井県指定福井鳥獣保護区福井特別保護地区の指定に係る公告縦覧について（自然環境課）……………6
- 国土調査の成果の認証（2件・農村振興課）……………7
- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の通知（森づくり課）……………7
- 建築基準法の規定による構造計算適合性判定機関本社住所の変更（建築住宅課）……………8
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（教育政策課）……………8

## 告 示

### 福井県告示第367号

社会福祉士および介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第18条に規定する届出があったので、同法附則第24条第2号の規定により、次のとおり公示する。

令和7年8月26日

福井県知事 杉本 達治

変更内容	事業所の名称	変更前	変更後	喀痰吸引等 研修の課程	登録研修機関 登録番号
申請者の氏名	福井県老人福祉 施設協議会	小川 弥仁	屋敷 大作	第一号研修 第二号研修	1813105

### 福井県告示第368号

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年8月26日

福井県知事 杉本 達治

担当する 自立支援 医療の種類	名称	所在地	開設者氏名 または名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院 医療	あーる訪問看護 ステーション	福井市和田東2丁目1711番 HASビル201号	株式会社 art	代表取締役 三浦 奈緒子	福井市和田東2丁目1711番 HASビル201号	令和7年8月1日

### 福井県告示第369号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年8月26日

福井県知事 杉本 達治

#### 1 保安林予定森林の所在場所

福井市在田町40字堂之嶺33の3、34、36、38、42、46から48まで、50から52まで、越前町田中54字山ノ際2から5まで、13から15まで、16の1、16の2、22から24まで、31

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

福井市在田町40字堂之嶺38・46

・越前町田中54字山ノ際24（以上3筆について、次の図に示す部分に限る）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所、越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月26日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量

恐竜博物館講堂・ガイダンスルーム・写場LED改修 一式

(2) 委託内容

入札説明書、契約書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 委託期間

令和7年10月21日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立ておよび破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者を業務責任者として配置できる者であること。なお、営業所等に常勤している者であること。

(5) 平成27年度以降において、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として官公署等との間で当該業務と同種の業務の契約を履行した実績を有すること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式2）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札運用要領」、「福井県物品調達等の電子入札に関する取扱いについて」による。

4 入札説明書等の交付等

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒911-8601

福井県勝山市村岡町寺尾51-11

福井県立恐竜博物館

電話 0779-88-0001

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書別紙様式1）に、必要と認められる書類（入札説明書別添1参照）を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年8月26日（火）9時から令和7年9月22日（月）16時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名および認証業務に関する法律（平

成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒911-8601

福井県勝山市村岡町寺尾51-11

福井県立恐竜博物館

イ 提出方法

持参または郵送すること(郵送する場合は簡易書留郵便とし、提出期間必着とする)。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)または5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年10月7日(火)8時30分から17時、令和7年10月8日(水)8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和7年10月9日(木)10時

(4) 開札場所

福井県勝山市村岡町寺尾51-11

福井県立恐竜博物館 2階会議室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 福井県の休日と定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務事務第三グループ

電話 0776-20-0253

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出(福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに(当日中)、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

<様式>

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku\\_intro\\_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx)

<提出先(e-mail)>

dinosaur-museum@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku\\_intro.html](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html)

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

LED Renovation for Fukui Prefectural Dinosaur Museum.

(2) Date,time of Bidding  
10:00,October 9,2025

(3) Period of Contract  
From October 21,2025 to March 31, 2026

(4) Contact point for the notice  
Fukui Prefectural Dinosaur Museum,51-11,Terao,Muroko,Katuyama-city,  
Fukui Prefecture,911-8601,Japan  
TEL 0779-88-0001

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により若狭町から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年8月26日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

クスリのアオキ三方店  
三方上中郡若狭町北前川39号宮之下14番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ  
代表取締役 青木 宏憲  
石川県白山市松本町2512番地

3 聴取した意見の概要

若狭町  
・店舗周辺の生活環境に及ぼす影響を最小限に抑えること。特に、強風や大雨時等の対応を適切に行うこと。  
・周辺住民等からの苦情等には誠意をもって対応し、適切に対処すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 三方上中郡若狭町中央第1号1番地  
若狭町観光まちづくり課
- (3) 敦賀市中央町1丁目7-42  
敦賀合同庁舎内  
二州会計室

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更届出があったので、同条3項において準用する同法第5条3項の規定により公告する。

令和7年8月26日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ゲンキー丸岡高柳店  
坂井市丸岡町高柳13字

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称および住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ゲンキー株式会社  
代表取締役 藤永 賢一  
坂井市丸岡町下久米田38字33番

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

- ① ゲンキー株式会社  
代表取締役 藤永 賢一  
坂井市丸岡町下久米田38字33番

② 未定  
(変更後)

- ① ゲンキー株式会社  
代表取締役 藤永 賢一  
坂井市丸岡町下久米田38字33番

- ② 株式会社ファンカンパニー  
代表取締役 木村 智幸  
大阪府豊中市穂積1丁目3番7号

4 変更の年月日

令和7年8月1日

5 変更する理由

小売業者を変更したため。

6 届出の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

<p>福井県産業労働部商業・市場開拓課</p> <p>(2) 福井県坂井市坂井町下新庄1-1 坂井市産業政策部商工労政課</p> <p>7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯</p> <p>(1) 縦覧期間 公告の日から4月間</p> <p>(2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>8 意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課</p>	<p>②15台</p> <p>8 荷さばき施設の面積 68㎡</p> <p>9 廃棄物等の保管施設の容量 13.9㎡</p> <p>10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 開店時刻 午前7時 閉店時刻 翌午前7時</p> <p>11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間</p> <p>12 駐車場の自動車の出入口の数 2箇所</p> <p>13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>14 届出のあった日 令和7年8月6日</p> <p>15 届出の縦覧場所 (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 (2) 敦賀市中央町2丁目1番1号 敦賀市産業経済部商工貿易振興課 (3) 敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎内 二州会計室</p> <p>16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間 縦覧期間 公告の日から4月間 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで(ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く)</p> <p>17 意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課</p>
<p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。</p> <p>なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。</p> <p>令和7年8月26日 福井県知事 杉本 達治</p> <p>1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ラ・ムー敦賀店 敦賀市衣掛町431番 ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昌彦 岡山県倉敷市西中新田297番地1</p> <p>3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昌彦</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年4月7日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,653㎡</p> <p>6 駐車場の収容台数 70台</p> <p>7 駐輪場の収容台数 ①15台</p>	<p>鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定に基づき、特別保護地区を指定するので、同法第29条第4項の規定において準用する同法第28条第4項の規定に基づき、次のとおり公告し、令和7年8月26日から9月9日までの間、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間および当該特別保護地区の保護に関する指針の案(以下「指針案」という。)について縦覧に供する。</p>

なお、同法第29条第4項の規定において準用する第28条第5項の規定に基づき、当該特別保護地区の区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和7年8月26日

福井県知事 杉本 達治

1 特別保護地区の名称

福井特別保護地区

2 特別保護地区の区域

福井鳥獣保護区のうち、以下の区域

福井市山奥町59字稲荷山と58字国ヶ尾との境界の主要地方道福井朝日武生線を起点として、同境界を北西進して足羽山頂上付近の市道中央3-171号線に至り、同市道を北東進し、平和塔の南端付近の福井市山奥町33字向山と32字大山との境界を北西に福井市足羽4丁目に至る線から北東部の足羽山の区域一円。

3 特別保護地区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで（20年間）

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該鳥獣保護区域は、福井市の南西部に位置し、足羽山（標高約116m）、八幡山（同120m）、兎越山（同約80m）の三つの孤立した丘陵（総称を「足羽三山」という。）を含む。また、特別保護地区域は、足羽山の東部に位置し、足羽山公園や平和塔を含んだ地域である。森林植生の大部分はアベマキやコナラなど落葉広葉樹二次林に覆われている。落葉広葉樹林の林床に群生するカタクリやショウジョウバカマを訪花するギフチョウは、福井市の天然記念物に指定されている。

また、福井県が作成したレッドリストに記載されている県域絶滅危惧Ⅰ類のヤマセミ、県域絶滅危惧Ⅱ類のアオバズクを含む、10目30科、72種の鳥類の生息が確認されている。春先にはメジロ、ホオジロ、早夏にはオオルリやキビタキ、夏期にはヒヨドリやカワラヒワ、秋以降はエナガやツグミに代表される冬鳥、カラ類の群れやカケスなどが見られ、四季を通じて身近な野鳥や渡り鳥の生息地となっている。

このように、当該区域は多様な鳥獣の生息地として重要であることから、鳥獣保護区および特別保護地区に指定し、その保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 定期的な巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

- 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 指針案の縦覧場所

福井県エネルギー環境部自然環境課、福井県福井農林総合事務所林業部林業・木材活用課、福井市林業水産課

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月26日

福井県知事 杉本 達治

1 調査を行った者の名称

坂井市

2 調査を行った期間

令和2年5月から令和6年3月まで

3 調査を行った地域

坂井市三国町安島の一部

4 成果の名称

坂井市三国町安島の一部の地籍図および地籍簿

5 認証年月日

令和7年8月8日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月26日

福井県知事 杉本 達治

1 調査を行った者の名称

美浜町

2 調査を行った期間

令和2年8月から令和4年3月まで

3 調査を行った地域

三方郡美浜町大字金山の一部

4 成果の名称

三方郡美浜町大字金山の一部の地籍図および地籍簿

5 認証年月日

令和7年8月8日

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規

定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月26日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

森秀麿、道理壽司

2 通知の要旨

- (1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年7月9日農林水産省告示第1104号による。

3 掲示場所

福井県庁および勝山市役所

---

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとしたビューローベリタスジャパン株式会社から同法第77条の35の8第2項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年8月26日

福井県知事 杉本 達治

1 変更の内容

本社住所

変更前 神奈川県横浜市中区山下町2番地

変更後 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-6-2

2 変更年月日

令和7年9月16日

---

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月26日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする業務の名称および数量  
県立学校情報通信ネットワーク環境施設更新業務 一式
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 履行期限

令和8年3月23日

(4) 履行場所

福井県立藤島高等学校他24か所

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことが

できる。

#### 4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県教育庁教育政策課 学校施設整備グループ (福井県庁11階)

電話 0776-20-0564

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

#### 5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にとっては、入札説明書に定める様式)に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年8月26日(火)から

令和7年9月12日(金)17時00分まで(土、日曜日および休日を除く)

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに、記録されなければならない。申請書の提出に使用するICカードは、電子署名および認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものであるとする。

また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録等の残る書留郵便などを利用すること。

提出先は、4(1)と同様とする。

#### 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年10月6日(月)8時30分から17時00分

令和7年10月7日(火)8時30分から16時00分

(3) 開札日時

令和7年10月8日(水)10時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1 福井県教育庁教育政策課

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む)

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する、知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県会計局会計課 総務第三グループ  
TEL 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について

(福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに(当日中)、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

提出先

(e-mail) kyousei@pref.fukui.lg.jp

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required :

Renovation of network environment in prefectural high school

(2) Date, time of bidding :

8:30 A.M. 6th October 2025 - 5:00 P.M. 6th October 2025

8:30 A.M. 7th October 2025 - 4:00 P.M. 7th October 2025

(3) Date, time of bid opening :

10:00 A.M. 8th October 2025

(4) Deadline for delivery :

23th March 2026

(5) The place for delivery and contact for notice :

Education policy division, Fukui prefectural board of education,

3-17-1, Ote, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580, Japan.

(TEL 0776-20-0564)